

令和5年度第1回国立市指定管理者選定委員会 議事要旨（記録）

開催日時	令和5(2023)年6月2日(金) 18:00~20:00
開催場所	国立市役所本庁舎3階 第1・第2会議室
出席委員 (順不同)	竹内光博 委員長(途中退席)、宮崎宏一 副委員長、 山重慎二 委員、河合敬則 委員、市岡一彦 委員、秦和壽 委員、 長田保 委員、大川潤一 委員、松葉篤委員、黒澤重徳 委員、 北村敦 委員
欠席委員	橋本祐幸 委員
説明員	井田 生涯学習課長、土方 生涯学習課社会教育・文化芸術係長、 大西 生涯学習課文化財担当係長、勝田 生涯学習課社会体育係長 鈴木 環境政策課長、鎌田 環境政策課花と緑と水の係長、 岩崎 環境政策課花と緑と水の係主任
市当局 (事務局)	山本 行政改革・情報政策担当課長 簗島 政策経営課長 佐藤 政策経営課課長補佐 林 政策経営課政策経営係主任
傍聴者	0名
議事	1 指定管理者候補者選定に係る手続の変更について 2 本委員会の確認事項及び検討スケジュールについて 3 各施設の指定管理について 4 その他
配布資料	別紙参照

1 指定管理者候補者選定に係る手続の変更について

- 事務局より、配布資料「指定管理者候補者選定に係る手続の変更について」に基づき、「指定管理者選定委員会検討部会の廃止」及び「指定管理者選定委員会における導入手法の集約の廃止」について説明があった。

2 委員会の確認事項及び検討スケジュールについて

- 事務局より、配布資料「国立市指定管理者選定委員会での確認事項（案）」に基づき、委員会委員への接触禁止規定について説明があり、確認された。
- 事務局より、配布資料「国立市指定管理者選定委員会での確認事項（案）」に基づき、会議の公開等について、事務局から説明があり、委員会において確認された。
- 事務局より、配布資料「指定管理者検討スケジュール（案）」に基づき、委員会における検討スケジュールについて説明があり、委員会において確認された。

3 各施設の指定管理について

- 委員長から、市民芸術小ホール、郷土文化館、市民総合体育館、古民家、有料公園施設及び有料広場施設について、市の検討において、現在の指定管理者であるくにたち文化・スポーツ振興財団を指定管理者候補者とするを想定しているが、同財団の理事長であるため退席すること、以降の議事は、副委員長の宮崎委員が進行することについて説明があった。

(1) 市民芸術小ホール、市民総合体育館、郷土文化館、古民家

- 施設を所管する生涯学習課長から、配布資料「「くにたち市民芸術小ホール」・「くにたち市民総合体育館」・「くにたち郷土文化館」・「国立市古民家」の令和6年度以降の指定管理について」等に基づき説明があった。
- 委員から事前質問のあった、財団の利用者増に向けた取組の評価できる具体的な内容とその結果の定量的・定性的な成果について、生涯学習課社会体育係長から、各施設の利用者数については、令和元年度以降は新型コロナウイルス感染症対策による事業の中止や施設の利用制限により、平成30年度までの利用者数と比較し大幅に減少したことから、成果の達成指標としての判断は難しいと考えるが、ツイッター等のSNSによる新たな情報発信の実施や、ユニバーサルマナー研修など、職員の接遇向上に向けた取組などを行ったほか、各館ごとに利用者増に向けた取組を行っていることについて説明があった。
- 委員から事前質問のあった、財団の概要について、生涯学習課社会体育係長から、追加資料として、2022年度の事業報告書及び決算書、2023年度事業計画書及び収支予算書、3か年分の財団の組織図及び職員配置図を配布したことについて説明があった。
- 委員から事前質問のあった、財団の財務状況及び指定管理者制活用における財務軽減効

果の検証について、生涯学習課社会体育係長から、毎年の事業報告書及び決算書の提出に加え、事業計画の実施状況評価を各館ごとに行う等、適正な運営について必要な指示を行っていること及び経営状況は毎年議会に報告していること、また、各施設の事業は、文化芸術施策の取組や社会体育事業など市の事業との連動性の高いものや、高齢者やしょうがいしゃの健康やリハビリ等を目的とした事業、市域に関する歴史的資料の収蔵等、採算性だけでは測れない事業も必要であると考えていることについて説明があった。

- 委員から事前質問のあった、財団の市からの独立性の検証について、生涯学習課社会体育係長から、財団は法律に基づく公益財団法人であり、法的に義務づけられた議決機関として理事会を持ち、理事を選任する諮問機関として評議員会を置いているが、構成員の大半が市の外部の者となっており、独立性は担保されていると考えていることについて説明があった。
- その後、委員より以下の質疑、意見等があった。

【委員】

- 公募によらないことは一つの在り方としていいと思うが、デメリットとして、公募すれば、もっといい事業者が運営したかもしれないということで、そのデメリットができるだけ少なくなるような提案、運営をしていただくことが重要だと思う。そういう意味で、きちんとPDCAサイクルを回し評価を受けながら、期待される役割を果たしているか確認することが、改善に取り組む上で重要だと感じる。市民としては、投入するお金の割にあまり高いレベルの事業をやってもらってないという気持ちがあるので、さらに改善してもらいたいという気持ちがある。
- そう考えると、選定基準の10番目「施設の設置目的に適合する自主事業の提案」について、これまでどおりではなく、より良い事業を自主事業として行うことが評価項目にあれば、来年度以降の事業計画の中に反映される工夫もあるかと感じる。このことは力を入れていただきたいという気持ちがあるため、少し膨らませて記載してほしい。
- 何をやるかというときに、お金次第というところがある。市からどれぐらい支出する予定があるかについて、いつ情報いただけるのか教えてほしい。

【説明員】

- 指定管理料については、次の審査の段階でお示しできると思う。

【副委員長】

- 評価基準の10番目の項目について、単純に自主事業の提案というよりも、改善しながらより良い内容で行われているかどうかを評価できるようなものに修正したほうがいいのか。
- 特に異論はないと思うので、本委員会として、そのような意見を出すことにする。

【委員】

- 市の独立性について、事前質問をしていたが、選定委員会の委員長が副市長であり、受託側の理事長も同じというのは、この検討の場は外れたとしても、一連の手续として

おかしいと思う。席を外されたので、一応けじめはつけているとは思ったが、外部から見たときには、席を外したからといって関係ないと思う。

【副委員長】

- 委員会運営のやり方、決め方について、現状はこのように進めているため、今回についてはこのように対応させていただきたい。今後に向け、例えば財団を指定して選定するに当たって、副市長の委員会の中での位置づけについて、何か工夫できるかどうかについては、事務局における今後の課題として預からせていただきたい。

【委員】

- 資料2-1、9ページにある指定管理者に関する記載はおかしいと思う。こういうロジックで決めましたという説明は分かったが、納得できるかという、納得はできない。
- これはExcelという循環参照のようなものであり、「①こういう理由で指定管理者は財団を前提としました、②財団から事業計画書を取りました、③その事業計画書を詳細な審査をして、④事業管理者候補を選定します」となっており、①から始まり④に至るようになってはいるが、結局①に戻っている。④まで来て、例えばこの選定が駄目だといって覆せるかという、一般論としては①を否定することになり矛盾してしまうことになり、覆せない。その手順をもって、納得しろというのは、手続として問題がある気がする。
- 説明いただいている、規則にはこう書いてあって、そのうちここはこう解釈して、こういう手順でやっているということは理解したが、その理解した手順が納得できるかという、できないというところ。

【副委員長】

- 財団を特定指定することについて、ほぼ決まっているのに、ここで聞くのはいかかがというご意見を昨年度いただき、手続の見直しの中で一定の改善を図ったところ。
- 昨年度の議論において、市ではほぼ検討を終えており、この指定管理者選定委員会の中で議論を求められても覆すことはできないだろうというご意見があり、導入手法については市が決めて、そこが適正かどうかを判断するための選定基準や、5年間という指定期間については、委員会で議論し決定する形に整理したもの。ただ、委員が言われたとおり、資料に書いてある内容の中だけで、財団が望ましいと判断するかについて、納得いくような説明としては、足りないのではというご意見かと思う。

【委員】

- 資料2-1、9ページにある指定管理者に関する記載について、私が書くとすれば、①もう候補者になっているのだから、「②財団から事業計画書を含む申請書類の提出を求める。③申請書類が提出された後、選定基準に基づく詳細な審査を行い、④その結果に基づき指定管理者としての妥当性を評価する」というのが、委員会が実態として行っている手順であって、委員会は選定はしていないように感じる。委員会が手伝っているのは、市が行った選定の評価であり、実質選定しているのは市だと思う。

【副委員長】

- そのあたりのことをもっと理解できて、納得できるような書きぶりに調整してくれというご意見かと思う。

【委員】

- そのとおり。

【副委員長】

- これについては、今回委員会の資料として出しているため、今から書き換えることはできない。ただ、そういった御意見を踏まえて、考え方をしっかり整理しながら今後につなげていくということでご理解いただきたい。

【委員】

- 今の委員のご意見に関して、選定委員会という名前がそもそも違うのではということだと思うが、残すということであれば、今回について、選定するという手続になるのか。これはさすがに駄目だということも、実質的に言えないとは思いますが、もし言った場合にはどうなるのか。
- 駄目だとなった場合は、計画をつくり直させるみたいなことまでやるのか、その辺りの手続を、より明確にさせていただくほうがいいと思う。

【副委員長】

- 基本的には、財団から上がってきたものを選定基準に基づき評価し、当然妥当だという判断ができればいいと思うが、妥当ではないというときに、改めて事業計画を提案していただくか等について、事務局として想定はあるか。

【事務局】

- 評価をいただいて、相応しくないというようなことになれば、出し直しを行い、改めて評価いただくことになろうかなとは思いますが、そこは決まった手続はなく、現状想定はできていないところ。

【委員】

- 整理していただいたほうが、委員会の役割もより明確になると思う。

【副委員長】

- 令和5年度末で現在の指定期間が終わって、令和6年4月からの段階で指定管理者が決まってないという状況になると、それは施設自体の運営がどうかということも出てくるため、ご意見いただいた内容となった場合、どのようなスケジュールで進めていけばいいかということも想定して考えさせていただく。

【委員】

- このようなものを選定するときに、一番評価しやすいのは代替案との比較となる。公の施設の管理の場合、直営、業務委託、指定管理があり、この3者間で、指定管理者制度はどこが優れていて、どこに欠点があるということと比較すると良い。一つ一つの事業について、私は専門家ではなく、この選定基準は割と抽象的であるため、いい悪い等が言えないように感じるが、直営や業務委託と比較した評価はされていないものと思う。
- 前回の指定から5年が経過しており、5年前に直営とするか、業務委託とするか、指定管理するか検討したものと思う。その検討結果と照らし、今回の評価と比較してもらえると良いと思う。
- 市としても、理想のレベルや期待があったとなると、その期待に対してどうだったのかは聞きたい。

【副委員長】

- 補足的に、次回評価するに当たってお示しできるかどうかというところかと思うが、何か工夫はできそうか。

【委員】

- 市として今年度評価みたいなものがあれば、議論ができると思う。

【事務局】

- 市としての評価としては、資料2-1の中で、利用者意見等を踏まえた上で、総括を記載している。

【副委員長】

- 現実的には、事業計画書等により、選定基準の中で評価していかなければいけないところがある。その上で、財団へのヒアリングを行い、これまでのことも含めて回答いただく中で、評価することになろうと思う。ご意見は理解したため、何か工夫できることがあるかについては、今後の審査に向けて預からせていただきたい。

【委員】

- PDCAサイクルで改善を続けていくことが重要だと思うが、すごく近い関係にあるため、客観的な評価になりにくいことがあると思う。
- 例えば、大学は文科省から評価されるが、それ以外に外部評価を必ず入れており、自己評価をまずは行い、外部評価を行って、しっかり取り組んでいるか確認している。評価機関が独立したところにあり、その評価を受けて改善に取り組んでいるか、または、実施すると言ったが、本当に高いレベルで実施できているかを評価してもらうという仕組みがある。財団においても、例えば、2年後に中間評価のような形で行い、それが5年後までに達成されているかといったところまで評価していくようなことが行われるのが良いと思う。

【事務局】

- 前回の指定管理期間の中間年あたりに、外部評価というのを実施しているが、今期は実施していないと思う。

【副委員長】

- この指定期間の前の指定期間の際、外部評価は必要だということで、2年か3年たった段階で、外部評価機関を入れて評価を行っている。また、前回の審査では、外部評価やどう改善を図ってきたかについてお示ししていた。しかし、この5年間は外部評価を実施していないところ。

【委員】

- 5年前の議論の際、民間で運営しているところを教えていただき、その中でいろいろと検討をしたが、一番重点が置かれていたのは、芸小ホールと体育館は機械室が一緒であり、別の管理者とすると、経費が余計にかかってしまうということであった。今回について、いろいろな案を出していただいても、指定管理には経費を削減する目的があるため、やはり財団にお願いをするしかないのかなと感じる。このことから、今回私は特に意見を出していないところ。
- 5年前から見ると、コロナ関係等があっという間いろいろあったが、実際に施設もよくなっ

ているし、指導する人もそれなりの方がやってくれているので、期待したことが、少しは改善されていると感じた。このため、私は今回の指定管理は、財団で問題はないと思う。

【委員】

- 郷土館について、民俗学的なことや考古学的なことは研究年報を見てもそれなりに書いてあるが、自然科学については少し弱いと感じる。確かに魚を飼ったり、観察会をやったりしているが、必ずしもサイエンスのレベルになっていない。学芸員がいることは分かるが、さらに発展するため、また時代の要請により、生物や森など、生物生態学系に力を入れていただくことを要望したい。

【副委員長】

- ご意見は選定基準の10番目、自主事業の部分に関係するものと思うが、選定基準への反映についてはいかがするか。

【委員】

- そういうことを念頭に置いていただくということで良いかと思う。

【副委員長】

- 本日決定する内容として、指定期間については、特段ご意見がなかったため、5年間としたい。
- 選定基準については、委員からご意見があった「施設の設置目的に適合する自主事業の提案」の項目の修正するよう意見を出すことにしたい。

(2) 有料公園施設、有料公園施設

- 副委員長から、黒澤委員は検討対象施設の所管部長のため、審議中は他の委員の質問には必要に応じて答えるが、意見等の表明はしないことについて説明があった。
- 施設を所管する環境政策課長から、配布資料「有料公園施設及び有料広場施設の令和6年度以降の指定管理について」等に基づき説明があった。
- その後、委員より以下の質疑、意見等があった。

【委員】

- 利用者の不満がない、トラブルがないということで評価されているが、利用されている方は満足しているから使っているものであり、市民にとって使いやすい場所になっているかというのも評価の視点になって良いと思う。このため、今回の評価についても、市民一般の方にアンケートを行い、挙がった声があれば、その改善に向けて取り組んでもらうということがあっても良いと思う。
- それが現時点では行われてない中で、来年度からの指定に向けて、どのような取組を行うか考えた場合、利用率の向上が課題という認識を持っているようなので、選定基準のうち、「具体的な施設利用率向上に係る方策が提案されているか」については、特に強調するため、別項目にしても良いと思う。
- 利用率向上について、例えばテニスコートについては、申込みがいっぱいで予約が取

れないことが出ているということは、少し値段を上げてもいいのではないか。その代わり、安く使ってもらえる時間帯をつくり、例えば700円を標準にし、時間ごとに、予約がいっぱいの時間は1,000円、そうでないところは300円など、価格の柔軟性を持たせることができれば、それにより利用率が高まるということがあるのではないか。このような提案をもし考えていただけるのであれば良いと思うが、仕様書上、それを可能にしないように感じる。

【副委員長】

- 仕様書の修正は可能となるか。

【事務局】

- これまでも委員会の報告書には付帯事項を記載しており、委員会として意見をまとめていただければ記載することは可能。またその報告書を参考にして事業者から事業計画書等が出されるものとなる。

【委員】

- では、今の意見も1つとして出していきたい。
- 予約が取れないほど人気の時間帯があるのであれば、そこは高い値段に設定し、そうではないところは安くして利用をずらしていただければ、公平さという観点からも、そんなに大きな問題にはならないような気がする。仕様書では、600円の範囲で設定すれば良いと書いてあるため、安い値段をつけることは可能だと思うが、実態としてはそうしていないように感じる。上限を上げるかは別の判断かもしれないが、利用料金を下げた利用者を増やして、収入を確保していただくという工夫もあり得るのではないかと感じるので、何かそういう提案があれば良いと思う。

【副委員長】

- 行政が徴収する場合の使用料と、指定管理者が徴収する場合の利用料、これは現在同額だが、使用料を条例で定めており、それが上限となっている。そこを調整しながら利用率をより上げる仕組みは、どこまで許容されるかはいろいろあるかと思うが、例えば体育館では回数券を作ることや、複数の施設をまたがって使えるなどの工夫はしているため、一定の範囲では可能かと思う。
- 今回の事業者からの提案は盛り込めなかったとしても、そのようにやっていくべきというご意見があったので、それは付帯事項とする中で、今後活かすこととしたい。

【委員】

- 利用率向上について、体育館等ではSNSを使うという話があったが、この施設はデジタル化やSNSという話はでてきていない。この施設があることを知らない人が多いような気がしており、存在さえ知らないと来てくれない、知っている人だけが使うことになるので利用率も上がらないので、SNS等を活用するのも良いと思う。
- 予約はさすがにデジタルでできると思うため、改善の余地はあまりないのかもしれないが、利用率向上に向け、いろいろな考え方をブレストで出し合ってみるようなことが可能であればお願いしたい。

【副委員長】

- 選定基準について、利用率の向上に向けた提案の部分を、この大きい枠に入れるので

はなくて別項目で設けるのはどうかというご意見があったが、所管課としてはどう考えるか。

【説明員】

- ご意見を踏まえ、施設利用率の向上、また空いている時間を、利用者の増加だけでなくスポーツレクリエーションの広報・発展という点を踏まえて、別項目にしていければなどと思う。

【委員】

- 施設利用率の向上とサービスの向上を別にした選定基準としたほうが良いと思う。

【副委員長】

- より明確に、利用率の向上部分とサービスの向上部分を分けたらどうかというご意見かと思うが、他の委員もそのような修正で良いか。

【委員】

- 数字の上では何百人使っているとなっているが、本当は、限られた人たちだけが使っているように感じる。初めて使いたって言うても、もう予約できない状態になっており、そのような中、来ている人へのアンケートを行ってもいいことしか書かれないのではという懸念、疑問を持った。
- 谷保第三公園について、強風のときは砂嵐がすごい。芝を張らないのであれば、スプリングラ等があったほうが良いと思う。

【副委員長】

- 今の話は、一部の人のみが使っているのではないか、それはどうなのかという疑問かと思うので、可能であればその回答は準備いただき、スプリングラが谷保第三公園は必要だということはご意見として受けたいと思う。

【委員】

- 設備はお金がかかることなので、市が積極的に関与しないと直せるものも直せないと思う。その中で、今、設備にはどういう問題があり、どのような優先順位で解決していくか、議論する会議体はあるか。

【説明員】

- 会議体というものはなく、市において長寿命化計画を立てており、その情報共有は財団と行っている。

【委員】

- 指定管理者は、施設運営を行っているため、一番優先順位が分かっているように感じる。このため、年に1回でもいいので、オーソライズした会議にして、それを予算に反映するような仕組みにしたほうが良いのではと思う。指定管理者が修繕する範囲である30万円というのが硬直的に使われているのではないかと感じた。
- 資料として財団の財務諸表を出していただいております、損益計算書を見ると、事業収益3億8,800万円のうち2億8,700万円が指定管理者として入ってくるお金、6,600万が補助金として入ってくるお金となり、指定管理者でないと、財団は成り立たないことになる。この指定管理者として入ってきている2億8,700万円について、何に対してどのぐらいの金額が入ってきているのか教えてほしい。また、正味財産が約

3億円あることについて理由も教えてほしい。

【副委員長】

- 2億8,700万円の予算の内訳については資料がないため、後日回答としたい。
- 正味財産については、3億円を市が支出して財団を設立し、その後、取り崩してないというところ。取り崩す場合は様々な法律の制限があるものとなる。

【委員】

- これは動かせない、使えないお金ということか。

【副委員長】

- 絶対に使えないわけではなく、財団の理事会等で決を採り、法律で許容される一定の範囲に使うことは可能だが、これまでそのようなことはしていない。

【委員】

- 施設ができてから時間が経っているため、大きなお金が必要となると思う。そのときに、市が追加でお金を出すのか、正味財産を取り崩して使うのかという選択肢もあると思うので、方法論としては検討しても良いと思う。学校法人でも、全然使えないと思っていたお金が、理事会で議論すれば使えたりすることがある。

【副委員長】

- 今のご意見は、この場でどうするということとは言えないため、ご意見としてあったということで受け止めさせていただく。
- 選定基準については1点修正事項があり、指定期間については、これまでと同様、5年ということでまとめることとしたい。
- 本日いただいた御意見等については、体育館等も含め、報告書としてまとめていく。また、今後予定している選定委員会は、本日確認した選定基準に一部修正を加えたものを用いて評価することになる。

4 その他

- 事務局から、配布資料「指定管理者候補者の審査について」に基づき、第2回選定委員会における指定管理者候補者の審査方法について説明があった。
- 事務局から、今後の選定委員会のスケジュールについて、9月ごろ開催予定であり、今後委員各位と調整しながら決定する旨の説明があった。
- 事務局から、本日の議事録及び報告書について、事務局にて作成でき次第、委員各位に案内し、確認が終了した後、会議録については、市のホームページで公開する予定である旨の説明があった。
- その後、委員より以下の質疑、意見等があった。

【委員】

- 選定基準について、評価項目のうち、評価の観点が複数あるものをまとめて評価するのではなく、評価の観点が複数ある場合は、その1つ1つを評価できるようにしていた

だきたい。

【副委員長】

- 小項目である程度見ながら、大項目で最終的な評価をできるようにするというかと思う。

【委員】

- そのような形にしたほうが良いと思う。

【副委員長】

- ではそのような形になるよう、意見を出すこととしたい。

配布資料一覧

- ・当日配布資料① 次第
- ・当日配布資料② 国立市指定管理者選定委員会委員名簿
- ・当日配布資料③ 指定管理者候補者の審査について

- ・資料1-1 諮問書（写）
- ・資料1-2 指定管理者候補者選定に係る手続の変更について
- ・資料1-3 指定管理者選定委員会での確認事項（案）
- ・資料1-4 指定管理者候補者検討スケジュール（案）
- ・資料1-5 国立市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例
- ・資料1-6 国立市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則
- ・資料2-1 「くにたち市民芸術小ホール」・「くにたち市民総合体育館」・「くにたち郷土文化館」・「国立市古民家」の令和6年度以降の指定管理について
- ・資料2-2 くにたち市民芸術小ホール指定管理者候補者選定基準（案）
- ・資料2-3 くにたち市民総合体育館指定管理者候補者選定基準（案）
- ・資料2-4 くにたち郷土文化館等指定管理者候補者選定基準（案）
- ・資料2-5 くにたち市民芸術小ホール及びくにたち市民総合体育館基本方針及び業務の基準（仕様書）（案）
- ・資料2-6 くにたち郷土文化館及び国立市古民家基本方針及び業務の基準（仕様書）（案）
- ・資料3-1 有料公園施設及び有料広場施設の令和6年度以降の指定管理について
- ・資料3-2 有料公園施設及び有料広場施設指定管理者候補者選定基準（案）
- ・資料3-3 有料公園施設及び有料広場施設指定管理者仕様書（案）